

議案第 55 号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第51条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第14条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第19条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第23条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第51条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録が

された時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第109条を第109条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第109条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 噸煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第110条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第110条の2 加熱式たばこの喌煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喌煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喌煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作成又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喌煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喌煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第111条第1項中「第109条第1項」を「第109条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第115条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喌煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たば

こ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第111条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第109条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第109条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で

除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.

##### 5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額 第111条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第112条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第113条第3項中「第109条」を「第109条の2」に改める。

第115条第1項中「第109条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第9条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

付則第18条の2第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条中第16項を第17項とし、同項の前に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

付則第40条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第111条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第111条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第112条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第111条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）

附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）

第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第112条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第110条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第111条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項中「新条例」を「小金井市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第109条第1項」を「小金井市市税条例第109条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第109条を第109条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第110条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第111条から第113条まで及び第115条の改正規定並びに第6条並びに付則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中小金井市市税条例第14条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条第1項の改正規定並びに同条例付則第40条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第1条中小金井市市税条例付則第18条の2第14項及び第15項の改正規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中小金井市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに付則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中小金井市市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第19条及び第23条の改正規定並びに同条例付則第9条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに付則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中小金井市市税条例付則第18条の2第16項を第17項とし、同項の前に1項を加える改正規定及び付則第3条の規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後的小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後的小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後的小金井市市税条例（次条において「新条例」という。）

第13条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。付則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）付則第4条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（付則第1条第1号に掲げ

る規定による改正後的小金井市市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第109条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。付則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしくは第2項、	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第5条第3項、
第11条第2号	第115条第1項もしく	平成30年改正条例付則

	は第2項	第5条第2項
第11条第3号	第99条の5第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第5条第3項の納期限
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第115条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項
	当該各項	同項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項

5 平成30年新条例第116条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第3号の項中「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」とあるのは、「第115条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第7条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後的小金井市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしく は第2項、	小金井市市税条例等の一 部を改正する条例（平成 30年条例第 号。以 下この条及び第2章第4 節において「平成30年
------	----------------------	--

		改正条例」という。) 付則第8条第3項、
第11条第2号	第115条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
第11条第3号	第99条の5第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第8条第3項の納期限
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号) 別記第2号様式
第115条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
	当該各項	同項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項

5 32年新条例第116条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前

に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後的小金井市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしくは第2項、	小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第10条第3項、
------	------------------	---

第11条第2号	第115条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則 第10条第2項
第11条第3号	第99条の5第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則 第10条第3項の納期限
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号） 別記第2号様式
第115条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則 第10条第3項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則 第10条第2項
	当該各項	同項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則 第10条第3項

5 33年新条例第116条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

## 議案第 55 号資料 1

### 小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「令」とは地方税法施行令を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

#### 2 第 1 条による改正内容

- (1) 平成 33 年度以後の各年度分の個人の市民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を 135 万円以下とすることとする（個人市民税関係。法第 295 条第 1 項、条例第 14 条第 1 項）。
- (2) 控除対象配偶者の定義を改め、平成 33 年度以後の各年度分の個人の市民税について、個人の均等割を課すことができないこととされる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を 35 万円に一定の率を乗じて得た金額に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円に一定の率を乗じて得た金額を加算した金額）に改めることとする（個人市民税関係。令第 47 条の 3、条例第 14 条第 2 項）。
- (3) 平成 33 年度以後の各年度分の個人の市民税における前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える所得割の納税義務者について、基礎控除及び調整控除の適用はできないこととする（個人市民税関係。法第 314 条の 2 第 2 項、第 314 条の 6、条例第 19 条、第 23 条）。
- (4) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとする（個人市民税関係。法第 317 条の 2 第 1 項、条例第 29 条第 1 項）。
- (5) 平成 33 年度以後の各年度分の個人の市民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に

については、所得割を課さないこととする（個人市民税関係。法附則第3条の3第4項、条例付則第9条第1項）。

- (6) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとする（法人市民税関係。法第321条の8、条例第51条）。
- (7) 加熱式たばこの課税方式について、次の措置を講ずることとする。
- ア 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けることとする（市たばこ税関係。法第464条、条例第109条）。
- イ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすることとする（市たばこ税関係。法第466条の2、条例第110条の2）。
- ウ 加熱式たばこの課税標準を次の(ア)及び(イ)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすることとする（市たばこ税関係。法第467条、条例第111条）。
- (ア) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算することとする。
- (イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算することとする。
- エ 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの期間における加熱式たばこの課税標準は、現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数の合計数とすることとする（市たばこ税関係。法第467条、条例第111条第3項）。
- (8) 平成30年10月1日から平成32年9月30日までの期間における市たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とすることとする（市たばこ税関係。法第468条、条例第112条）。
- (9) 中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の機械装置等について、固定資産に適用する課税標準の特例として、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間は市町村の条例

で定める割合を零とする（固定資産税関係。法附則第15条第47項、条例付則第18条の2第16項）。

- (10) その他所要の規定の整備を行う。

### 3 第2条による改正内容

平成31年10月1日から平成32年9月30日までの期間における加熱式たばこの課税標準は、現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数及び2(7)ウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じた本数の合計数とすることとする（市たばこ税関係。法第467条、条例第111条第3項）。

### 4 第3条による改正内容

- (1) 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの期間における加熱式たばこの課税標準は、現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じた本数及び2(7)ウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数の合計数とすることとする（市たばこ税関係。法第467条、条例第111条第3項）。
- (2) 平成32年10月1日から平成33年9月30日までの期間における市たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とすることとする（市たばこ税関係。法第468条、条例第112条）。

### 5 第4条による改正内容

- (1) 平成33年10月1日から平成34年9月30日までの期間における加熱式たばこの課税標準は、現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数及び2(7)ウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数の合計数とすることとする（市たばこ税関係。法第467条、条例第111条第3項）。
- (2) 平成33年10月1日以後における市たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とすることとする（市たばこ税関係。法第468条、条例第112条）。

### 6 第5条による改正内容

加熱式たばこの課税標準に係る紙巻たばこの本数への換算方法の規定を整備する

(市たばこ税関係。法第468条、条例第111条)。

## 7 第6条による改正内容

- (1) 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第25号）において講じた紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は、同年9月30日まで適用を延長することとする（市たばこ税関係。小金井市市税条例等の一部を改正する条例付則第4条）。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

## 8 施行期日

この条例は、次の(1)から(10)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)から(10)までに定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第109条を第109条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第110条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第111条から第113条まで及び第115条の改正規定並びに第6条並びに9(3)から9(5)までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中小金井市市税条例第14条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条第1項の改正規定並びに同条例付則第40条第3項の改正規定並びに9(1)アの規定 平成31年1月1日
- (3) 第1条中小金井市市税条例付則第18条の2第14項及び第15項の改正規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中小金井市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに9(1)ウの規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに9(6)及び9(7)の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中小金井市市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第19条及び第23条の改正規定並びに同条例付則第9条第1項の改正規定並びに9(1)イの規定 平成33年1月1日

- (8) 第4条並びに9(8)及び9(9)の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中小金井市市税条例付則第18条の2第16項を第17項とし、同項の前に1項を加える改正規定及び9(2)の規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

（付則第1条）

## 9 経過措置

### (1) 市民税に関する経過措置

ア 8(2)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 8(7)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

ウ 第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）

第13条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第12項までの規定は、8(5)に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（付則第2条）

### (2) 固定資産税に関する経過措置

別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（付則第3条）

### (3) 市たばこ税に関する経過措置

別段の定めがあるものを除き、8(1)に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（付則第4条）

### (4) 手持品課税に係る市たばこ税

平成30年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため

所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととする。

(付則第5条)

(5) 手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置

平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における9(4)の規定の適用についての経過措置

(付則第6条)

(6) 市たばこ税に関する経過措置

別段の定めがあるものを除き、8(6)に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(付則第7条)

(7) 手持品課税に係る市たばこ税

平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととする。

(付則第8条)

(8) 市たばこ税に関する経過措置

別段の定めがあるものを除き、8(8)に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(付則第9条)

(9) 手持品課税に係る市たばこ税

平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととする。

(付則第10条)

## 小金井市税条例（第 1 条関係）

改正条例	現行条例	備考
(市民税の納稅義務者等)	(市民税の納稅義務者等)	
第 13 条 市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額により、第 5 号の者に対しては法人税割額により課する。	第 13 条 市民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によつて課する。 法人税割額によつて課する。	規定の整備
(1) { 省略 (5) }	(1) { 省略 (5) }	
2 省略	2 省略	
3 法人でない社団又は財団で事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの)を含む。第 17 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 51 条第 10 項から第 12 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	3 法人でない社団又は財団で事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの)を含む。第 17 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 法人市民税の申告納付の規定の改正に伴う規定の整備	
2 省略	2 省略	
3 法人でない社団又は財団で事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの)を含む。第 17 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 51 条第 10 項から第 12 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	3 法人でない社団又は財団で事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したもの)を含む。第 17 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 法人市民税の申告納付の規定の改正に伴う規定の整備	
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)	
第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者には、第 55 条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者には、第 55 条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	
(1) 省略	(1) 省略	
(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これら者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。)	(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これら者の前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。)	非課税対象の規定の改正
2 省略	2 省略	
3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が 35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が 35 万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額)以下でび均等割非課税法の定義の改正及	限額の引上げ

(所得控除)

第 19 条 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により離損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所の規定により基礎控除額をそぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額から控除する。

(調整控除)

第 23 条 前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第 20 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。  
(1) 当該納税義務者の第 20 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 2,000 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額  
ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額

イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 2,000 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲除した金額(当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額  
ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額

イ 省略

(市民税の申告)

第 29 条 第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。

(所得控除)

第 19 条 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により離損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条所定の追加第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第 23 条 所得割の納税義務者については、その者の第 20 条の規定により所得要件の追加する所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定及び規定の整備の各号を控除する。  
(1) 当該納税義務者の第 20 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が 2,000 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額  
ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額

イ 省略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 2,000 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲除した金額(当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額  
ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額

イ 省略

(市民税の申告)

第 29 条 第 13 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。

ない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)もしくは法第14条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損除額もしくは法第14条第313条第8項に規定する純損失の金額の控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第9項に規定する純損失もしくは第24条第9項に規定する純損失の金額の控除もしくは第24条の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除いて「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 ) 省略  
7 (法人の市民税の申告納付)  
第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれこれらとの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書に書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 ) 省略  
9 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市

ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日見直し及び規定現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中における所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除もしくは第24条第9項に規定する純損失もしくは第24条の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 ) 省略  
7 (法人の市民税の申告納付)  
第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告規定の整備申告書にあつてはそれこれらとの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 ) 省略  
9 資本金の額又は出資金の額が1  
3

民税の申告については、同項の規定にかかるわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納稅申告書に記載すべきものとされる事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1.1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納稅申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1.2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

（製造たばこの区分）

第109条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ  
イ 葦巻たばこ

ウ ペイプたばこ  
エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ  
（3）かぎ用の製造たばこ

（市たばこ税の納稅義務者等）  
第109条の2 省略

（市たばこ税の納稅義務者等）  
第109条 省略

規定の新設に伴

(製造たばことみなす場合)

第110条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となりセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」といふ。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の混合物を充填したものを作り又は特定販売業者から委託を受けた者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第111条 たばこ税の課税標準は、第109条の2第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡しもしくは消費等(以下この条及び第115条において「壳渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。  
前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこの区分については、当該製造たばこの代用品の性状による。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 刻みたばこ	1グラム 1グラム 2グラム
	省略
	省略

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数により換算する。

う条の変更  
製造たばことみなす場合の規定  
の新設

(たばこ税の課税標準)  
第111条 たばこ税の課税標準は、第109条第1項の壳渡し又は同条規定の整備第2項の壳渡しもしくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこの区分については、当該製造たばこの代用品の性状による。

区分	重量
(1) 喫煙用の紙巻たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 刻みたばこ	1グラム 1グラム 2グラム
	省略
	省略

加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算  
の本数への換算  
方法の規定の新

算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれを1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ 喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する場合の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合は、前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第109条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の加熱式たばこの計算は、第109条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの本数への換算の品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	6 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	10 前各項に定めるもののほか、これら規定の適用に關し必要な事項は、施行規則で定めるとところによる。
(たばこ税の税率)	(たばこ税の課税免除)	(たばこ税の課税免除)	(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第112条 省略	第113条 省略	第113条 省略	第112条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。市たばこ税の税率の改定	第112条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。市たばこ税の税率の改定	第112条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。市たばこ税の税率の改定
2 省略	2 省略	2 省略	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に壳渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第109条の2の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に壳渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第109条の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に壳渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第109条の規定を適用する。

### (たばこ税の申告納付の手続)

#### (たばこ税の申告納付の手続)

第115条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間に係る製造たばこの品目ごとの課税標準数量(以下この節において「課税標準数量」といふ。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第113条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとするたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第113条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 ) 省略  
5 }

第115条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間に係る製造たばこの品目ごとの課税標準数量(以下この節において「課税標準数量」といふ。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第109条第1項の壳渡し又は同条第2項規定の整備本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」といふ。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第113条第1項の規定により免除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとするたばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合は同項の適用を受けようとするたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第113条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 ) 省略  
5 }

### 付 則

#### (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に對しては、第13条第1項の規定にかかるわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 ) 省略

### 付 則

#### (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第18条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に對しては、第13条第1項の規定にかかるわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 ) 省略

3 省略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	3 省略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第1 8条の 2 省略 { 2 3 }	第1 8条の 2 省略 { 2 3 }
1 4 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	1 4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
1 5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1 5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1 6 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	1 6 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。
1 7 省略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	1 7 省略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第4 0条 省略 2 省略	第4 0条 省略 2 省略
3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
付 則 (抄) (施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に	付 則 (抄) (施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市税条例第109条を第109条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第110条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第111条から第113条まで及び第115条の改正規定（中略）並びに付則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中小金井市税条例第14条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条第1項の改正規定並びに同条例付則第40条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第1条中小金井市税条例付則第18条の2第14項及び第15項の改正規定 平成31年4月1日
- (4) 省略
- (5) 第1条中小金井市税条例第13条第1項及び第3項並びに第5条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 省略
- (7) 第1条中小金井市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条例第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第19条及び第23条の改正規定並びに同条例付則第9条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 第1条中小金井市税条例付則第18条の2第16項を第17項とし、同項の前に1項を加える改正規定及び付則第3条の規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日（市民税に関する経過措置）
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の小金井市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、な

お従前の例による。

3 第1条の規定による改正後的小金井市市税条例(次条において「新条例」という。)第13条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。付則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(小金井市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第25号)付則第4条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸販売業者等(付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第109条の2第1項に規定する卸販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第8条第1項及び第10条第1項により製造たばこの製造者正法」という。)付則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれら者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、こ

これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこ税の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしくは第2項	小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)付則第5条第3項、
第11条第2号	第115条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項
第11条第3号	第99条の5第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第1	平成30年改正条例付則第5条第3項の納期限

	28条第1項の申告書でその提出期限	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第115条第4項	第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項	平成30年改正条例付則第5条第3項
第115条第5項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項	同項	同項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項	平成30年改正条例付則第5条第3項
5 30年新条例第116条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡された製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これららの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)			
第6条	平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間ににおける前条第4項の規定の適用については、同項の表第11条第3号の項中「第99条の5第1項の申告書、第115条第1項」とあるのは、「第115条第1項」とする。		

第7条  
{  
第10条  
}

### 小金井市市税条例（第2条関係）

改正条例		第1条による改正後条例	備考
(たばこ税の課税標準)		(たばこ税の課税標準)	
第111条	省略	第111条	省略
2	省略	2	省略
3	加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3	加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)	{省略}	(1)	{省略}
(3)		(3)	
4	{省略}	4	{省略}
		1	1
		0	0
		付 則 (抄)	
		(施行期日)	
		第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	
		(1)	{省略}
		(3)	
		(4) 第2条の規定	平成31年10月1日

(5) { 省略  
10 条 }  
第 2 条 { 省略  
第 10 条 }

### 小金井市市税条例（第3条関係）

改正条例		第1条及び第2条による改正後条例	備考
(たばこ税の課税標準)		(たばこ税の課税標準)	
第111条	省略	第111条 省略	
2	省略	2 省略	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数及び第4号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)	省略	(1) 省略	(1) 省略
(2)	省略	(2) 省略	(2) 省略
(3)	次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	
		ア 省略	ア 省略

イ 省略  
イ 省略  
4 ) { 省略  
1 0 ) { 省略  
(たばこ税の税率)

第112条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。第112条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。市たばこ税の税率の改定

付 則(抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) { 省略  
(5) { 省略

(6) 第3条並びに付則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

日

第2条 { 省略  
(7) { 省略  
(10) { 省略

第6条 { 省略

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なほ從前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれら者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該

製造たばこ(これらのが卸売販売業者等である場合には市内の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされたこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。付則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の小金井市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしくは第2項、	小金井市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)付則第8条第3項、
第11条第2号	第115条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
第11条第3号	第99条の5第1項の申告書、第115条	平成30年改正条例付則第8条第3項の

第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	納期限
第115条第4項	地方税法施行規則の施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式
第115条第5項	第1項又は第2項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項
5 32年条例第116条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡された製造たばこの中、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これららの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。	
第9条 省略	
第10条 省略	

## 小金井市市税条例（第4条関係）

改正条例		第1条及び第3条による改正後条例	備考
第111条 (たばこ税の課税標準)		(たばこ税の課税標準)	
第111条 省略		第111条 省略	
2 省略		2 省略	
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。		
(1) 省略	(1) 省略	(1) 省略	
(2) 省略	(2) 省略	(2) 省略	
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ税の税率、法第74条の5に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法		
ア 省略	ア 省略	ア 省略	
イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ 第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額	
4 省略	4 省略	4 省略	
10 (たばこ税の税率)	10 (たばこ税の税率)	10 (たばこ税の税率)	

第112条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。第112条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

市たばこ税の税率の改定

#### 付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) {省略  
(7)

(8) 第4条並びに付則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 省略  
(10) 省略

第2条 {省略  
第8条 {省略

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれら者の者に課されることとなるときは、これらの者が卸販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これら者の者が小売販売業者である場合には市区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ

税の税率は、1,000本につき430円とする。

前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の當業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成3

3年1月1日までに市長に提出しなければならない。

前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第11条、第115条第4項及び第5項、第117条の2並びに第118条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第115条第1項もしくは第2項、	小金井市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第号。以下この条例及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)付則第10条第3項、
第11条第2号	第115条第1項もしくは第2項、	平成30年改正条例付則第10条第2項
第11条第3号	第99条の5第1項の申告書、第115条第1項もしくは第2項の申告書又は第128条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第10条第3項の納期限
第115条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2

第115条第5項	第1項又は第2項 号様式	平成30年改正条例 付則第10条第3項
第117条の2第1項	第115条第1項又は第2項 当該各項	平成30年改正条例 付則第10条第2項 同項
第118条第2項	第115条第1項又は第2項 5 33年新条例第116条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡された製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これららの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他の参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれららの申告書に添付しなければならない。	平成30年改正条例 付則第10条第3項

小金井市市税条例（第5条関係）	改正条例 (製造たばことみなす場合)	第1条及び第4条による改正後条例 (製造たばことみなす場合)
		第110条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作製した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを作製したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行





(市たばこ税に関する経過措置)			
第4条 省略	第4条 省略	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、小金井市市税条例第112条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第112条の規定にかかるとおり、市たばこ税の特例税率の経過措置期間の延長
(1) 省略	(1) 省略	(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円	(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円
(2) 省略	(2) 省略	(2) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円	(2) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円
(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円	(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円	3 省略	3 省略
4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第109条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。規定の整備以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらのが所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこ三級品を同日にこれらとの者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらとの者として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等として同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらとの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらとの者が卸売販売業者等でこの区域に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所である場合には市内の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものをとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。	4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第109条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。規定の整備以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらのが所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこ三級品を同日にこれらとの者として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等として同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらとの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらとの者が卸売販売業者等でこの区域に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所である場合には市内の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものをとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。		

5  
12 } 省略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ三級品を同日にこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらが卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項 前項	第13項	第13項
附則第20条	附則第20条第14項において準用する同条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
平成28年5月2日	平成31年10月31日	平成31年4月30日
第6項 平成28年9月30日	平成32年3月31日	平成31年9月30日

省略

5  
12 } 省略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売

渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ三級品を同日にこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらが卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項 前項	第13項	第13項
附則第20条	附則第20条第14項において準用する同条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
平成28年5月2日	平成31年4月30日	平成31年4月30日
第6項 平成28年9月30日	平成32年3月31日	平成31年9月30日

省略

5  
12 }

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ三級品を同日にこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらが卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項 前項	第13項	第13項
附則第20条	附則第20条第14項において準用する同条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
平成28年5月2日	平成31年4月30日	平成31年4月30日
第6項 平成28年9月30日	平成32年3月31日	平成31年9月30日

省略

付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) (前略) 第6条(中略)の規定 平成30年10月1日

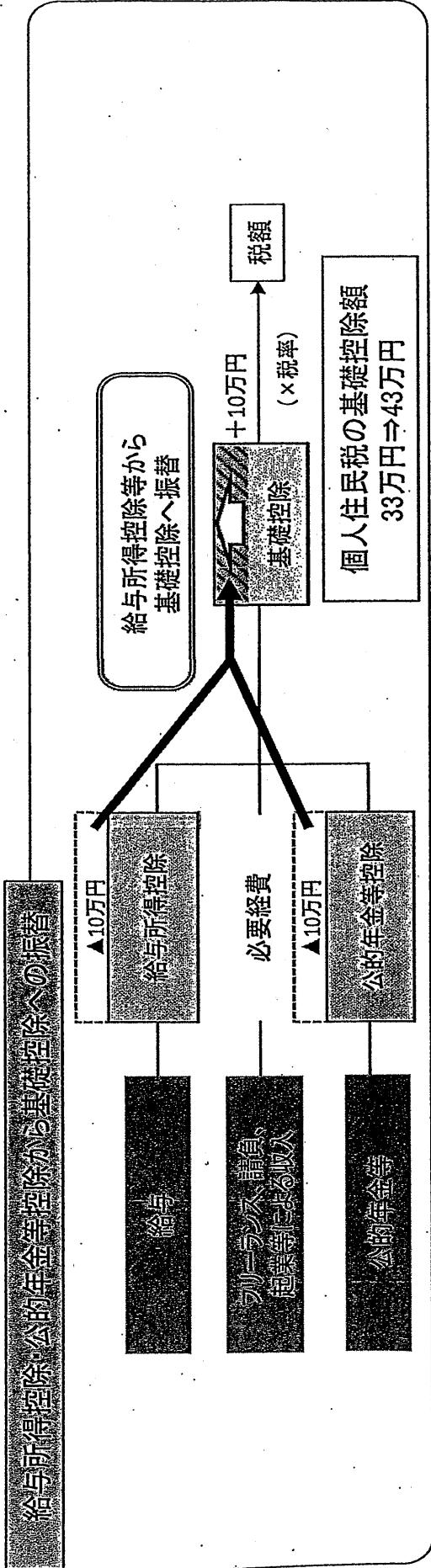
{(2)  
10} 省略

{第2条  
第10条} 省略

## 個人所得課税の見直し

平成33年度分以後の  
個人住民税について適用

- 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。



## 基礎控除の見直し

- 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超から控除額が遞減、2,500万円超から消失する仕組みを設ける。

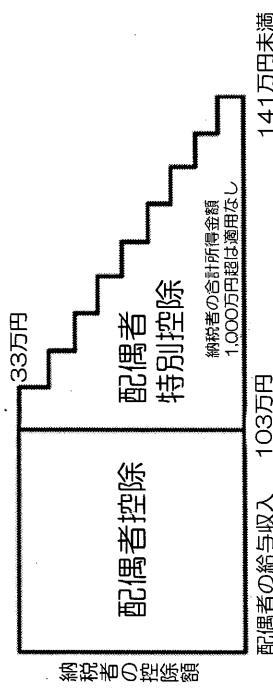
※「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」に伴い、合計所得金額を基準としている配偶者控除における配偶者の所得要件や非課税限度額における基準額等について、給与収入換算で要件等が変わらないよう所要の整備を行う。

出典：平成30年度全国都市税財政主管者研修会（平成30年5月10日開催）資料

## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

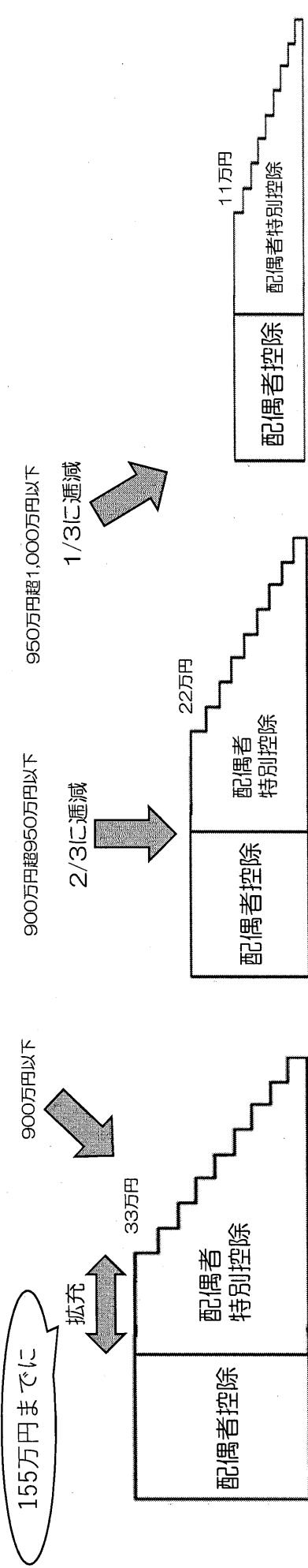
〔平成31年度分以後の  
個人住民税について適用〕

### 現行制度



### 改正制度

#### 納税者の所得によって3段階の控除額



## 地方のたばこ税の見直しについて

○ たばこ税の見直しを以下のとおり実施する。

たばこ税の税率を平成30年10月1日から段階的に引き上げる。  
(国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円、国と地方の配分比率は1:1)

### 税率の引上げ

○ たばこ税の税率を平成30年10月1日から以下のとおり3段階で引き上げる。

(税率:1,000本あたり)

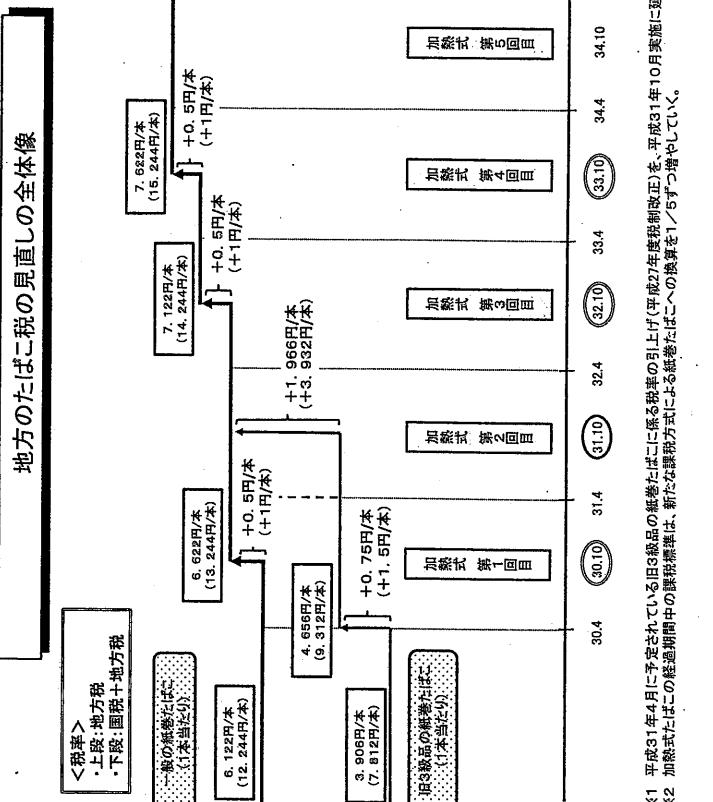
実施時期等	合計	市町村 たばこ税		(参考) 国たばこ税 ※たばこ特別税込:	
		道府県 たばこ税	たばこ税	6,122円	6,122円
現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	6,622円
平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	7,122円
平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	7,622円

(注) 平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月1日実施に延期する。

### <税率引上げに伴う所要の措置 >

1. たばこ税の税率の引上げに際し、手持品課税を実施する。
2. 市町村たばこ税交付金制度について、所要の措置を講ずる。

出典：平成30年度全国都市税財政主管者研修会（平成30年5月10日開催）資料



\*1 平成31年4月に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月実施に延期する。

\*2 加熱式たばこに係る税率の引上げによる紙巻たばこへの換算を一括してやしていく。

### 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について

生産性革命集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、生産性向上特別措置法案の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を講じる。

#### 特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
  - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
    - ・ 中小企業は商工会等と連携し、設備投資計画を策定
    - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
  - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資  
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
  - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資  
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1／2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度～32年度)に限定

※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもつて廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

出典：平成30年度全国都市税財政主管者研修会（平成30年5月10日開催）資料